

令和5年度川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策 に関する基本協定（土木工事部門）の締結 募集要項説明書

令和5年度川内川河川事務所管内における災害時等の応急対策に関する基本協定
（土木工事部門）の締結については、この募集要項説明書によるものとする。

1. 公告日 令和5年1月11日

2. 協定締結者

九州地方整備局 川内川河川事務所長 杉町 英明
鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、川内川河川事務所の直轄管理区間及び災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長(九州地方整備局長)からの支援依頼に基づき、川内川河川事務所長の指示した場所において、災害の発生及び災害の発生が予測される場合若しくは河川管理施設等に損傷が発生した場合等に、被災状況の迅速な把握、被災施設の早期復旧等、的確な災害対応を図るため、あらかじめ特定の企業と協定を締結することにより、流域住民等の安全確保及び社会経済に与える影響を最小限とすることを目的としたものである。

(2) 協定対象区間及び選定予定者数等

1) 協定対象区間は、川内川河川事務所直轄管理区間とする。また「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から支援依頼があった場合及び川内川河川事務所長が判断した場合には、当事務所の直轄管理区間以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体等）も協定の対象とする。

2) 出張所毎の管理区間及び選定予定者数、並びに河川巡視（水位監視を含む）を担当する班数、災害対策車の配備状況は、下表のとおりとする。

なお、河川巡視1班あたり複数者を選定する予定である。

出張所名	管 理 区 間				選定予定者数	河川巡視の班数(予定)	災害対策車数(予定)	
	河川名	左右岸	距離標					
川内出張所	川内川	左岸	-0k100	～	28k900	18社程度	6班程度	P 2台 S 1台
		右岸	-1k500	～	27k200			
	八間川	左右岸	0k000	～	0k600			
	隈之城川	左右岸	0k000	～	2k000			
宮之城出張所	川内川	左右岸	0k000	～	1k300	12社程度	4班程度	P 1台
		左岸	28k900	～	50k300			
	右岸	27k200	～	50k300				

菱刈出張所	川内川	左右岸	63k800	～	99k600+40	24 社程度	8 班程度	P 6 台 S 6 台
	羽月川	左右岸	0k000	～	7k500			
	綿打川	左右岸	0k000	～	0k800			
京町出張所	川内川	左右岸	99k600+40	～	116k600	15 者程度	5 班程度	P 1 台 S 1 台
	長江川	左右岸	0k000	～	1k600			

P = 排水ポンプ車等、 S = 照明車

(3) 実施内容

- 1) 洪水・地震・津波等による河川管理施設(堤防・護岸・水閘門等)の被災状況を把握するための河川巡視。
- 2) 災害の発生若しくは災害の発生が予測された場合の緊急的な応急対策工事等の実施。
- 3) 洪水時におけるはん濫危険箇所での河川水位の監視及び記録・報告。
- 4) 災害対策用機械（排水ポンプ車・照明車等）の設置場所までの運搬、現地での設置・運転・撤去、並びに格納庫までの運搬等。
- 5) その他、緊急的な対応の必要が生じた場合。

(4) 基本協定の期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日までの期間

(ただし、協定締結は令和5年3月31日を予定)

4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局における令和5・6年度の一般土木工事または維持修繕工事のいずれかの一般競争参加資格の申請を行っており、かつ令和5年4月1日時点で認定を受けていること。
（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 参加する出張所管内の地域に、建設業法に基づく営業所が所在すること。

出張所名	出張所管内の地域（本店又は支店等営業所の所在地）
川内出張所	鹿児島県薩摩川内市の一部（旧川内市、旧東郷町、旧樋脇町）
宮之城出張所	鹿児島県薩摩郡さつま町、薩摩川内市の一部（旧入来町、旧祁答院町）
菱刈出張所	鹿児島県伊佐市、姶良郡湧水町、霧島市の一部（旧牧園町、旧横川町）
京町出張所	宮崎県えびの市、小林市、都城市、西諸県郡高原町、北諸県郡三股町

- (5) 川内川河川事務所の管理区間から概ね20km以内に、緊急時の復旧作業等に必要の人員・作業員・資材・機材を有する基地（以下、「作業所等」という。）があり、出勤が可能であること。

ただし、京町出張所に応募する場合は、宮崎県えびの市、小林市、都城市、西諸県郡高原町、北諸県郡三股町の何れかに作業所等があること。

なお、作業所等には、工事現場等で短期間に設置される現場事務所等は含まず、常設であるものに限る。

- (6) 九州地方整備局（港湾・空港部及び港湾・空港関係事務所を除く）の発注した一般土木工事または維持工事のうち平成30年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事にかかる工事成績評定通知書の評定点の平均が65点以上であること。
- (7) 1級または2級の土木施工管理技士を3名以上有すること。但し、1級土木施工管理技士を1名以上有すること。
- (8) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限の日から締結業者決定までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 技術資料等の総合的な評価に関する事項

(1) 評価項目

下表の各評価項目に基づき評価する。

評価項目	評価内容	評価のウエイト	提出様式
■河川までの距離	■作業所等から最寄りの直轄管理区間までの車両での距離	10	様式-2
■災害協定の実績	■平成30年度以降の川内川河川事務所との災害協定実績（過去5カ年：訓練を除く）	10	様式-2
	■平成30年度以降の協定に基づくポンプ車等の運搬・設置等の実績（過去5カ年：訓練を除く）	10	
■技術者・雇用者数	■土木施工管理技士（一級・二級）の総数	10	様式-3
	■上記以外の雇用者数	10	
■自社所有の資機材保有状況 (専用的に利用できる状態であればリースでも評価する)	■大型土嚢2t型の自社保有の有無	10	様式-3 及び様式-A
	■鋼材（鋼矢板・H鋼）の自社保有の有無	10	
	■掘削機械（バックホウ・ブルドーザー・トラクターショベル）の保有の有無	10	様式-4 及び様式-B
	■運搬機械（ダンプトラック）の自社保有の有無	10	
■施工実績	■工事施工実績（過去15年及び当年） 平成19年度以降における川内川河川事務所発注の施工実績。（一般土木・維持修繕）	10	様式-2

※1：災害対策用機械の運転・運搬希望調査【提出様式：参考様式】

川内川河川事務所が保有する災害対策用機械の出動支援において、災害対策用機械（排水ポンプ車・照明車等）の設置場所までの運搬、現地での設置・運転・撤去、並びに格納庫までの運搬等を希望の有無について参考様式の必要箇所に記載し申請書・技術資料等と一緒に提出するものとする。

※2：保有機械、保有資材の記入（様式-A、B）について

保有されています資材及び機材につきましては、様式-3及び4の他に様式-A及びBにも記

載ください。

本協定締結後は、申請時に提出されました保有機械及び資材等に関する情報を建設機械等検索システム「防災（機労材）検索くん」に登録願います。

なお、記入の際、様式の列もしくは行の途中に独自に記入欄を追加しないでください。この様式は、システム登録時に使用します。

（２）決定方式

参加者は、提出された技術資料等を評価基準に従い、総合的に評価し決定する。

6. 本基本協定に関する担当部局

〒 8 9 5 - 0 0 7 5 鹿児島県薩摩川内市東大小路町 2 0 番 2 号

九州地方整備局 川内川河川事務所 管理課

担当：保全対策官

電話番号：0 9 9 6 - 2 2 - 3 4 3 0

7. 資料の作成及び提出

（１）本基本協定に参加希望者は、下記のとおり申請書及び技術資料等を提出するものとする。

1) 参加要項、申請書（様式－１）及び技術資料（様式－２～４、A、B）及び参考様式の入手先：川内川河川事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。

ホームページアドレス：<http://www.qsr.mlit.go.jp/sendai/>

2) 提出資料：

申請書（様式－１）及び技術資料等（様式－２～４、A、B並びに添付資料）、参考様式

3) 提出期間：

令和 5 年 1 月 1 1 日（水）～令和 5 年 2 月 1 0 日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで

4) 提出場所：

上記 6. に同じ。

5) 提出方法：

持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。但し郵送する際は表封筒に『「災害時等基本協定の締結（土木工事部門）」に係る協定締結参加資格確認申請書別添資料在申』と明記する。）

6) その他：

申請書及び技術資料等の作成にあたっては、次のことに留意する。

①申請書には、会社の代表者印を押印する。

②希望する出張所名を必ず記入する。

なお、複数の出張所に重複しての応募はできない。

（２）申請書は、様式により作成すること。

（３）その他

1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

2) 当職は、提出された申請書及び技術資料等を、参加資格の確認・評価以外に提出者に無断で使用しない。

3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。

4) 提出期限以降における申請書及び技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。

5) 申請書及び技術資料等に関する問い合わせ先は、6. に同じ。

6) 支店等営業所の確認

協定締結参加資格条件に定める支店等営業所（建設業法第3条第1項に基づく営業所（本店を除く。））が所在することにより協定締結参加資格を有することに該当する場合、当該協定締結参加資格を有することをもって締結に参加し、協定締結者となった者は、協定締結決定通知後、協定書締結までに、当該支店等営業所に関する以下の資料を提出する。

ア) 建設業許可申請書の『別紙2（1）』もしくは『別紙2（2）』

イ) 営業所の所在及び活動状況を示す資料（資料提出前3ヶ月分の電気、水道料金の使用量のお知らせの写し）

なお、建設業許可申請書の住所と水道料金の使用量のお知らせの住所が異なる場合は、営業所の賃貸借契約書の写し、又は不動産登記簿の写し。

8. 選定結果の通知

(1) 令和5年2月27日迄に選定の結果をFAXにて通知する。

(2) 選定結果について質問がある場合は、担当部局に対し次により説明を求めることができる。

1) 提出期限： 令和5年3月6日（月）17時00分

2) 提出場所： 上記6. に同じ。

3) 提出方法： 書面(様式は自由)を提出場所に持参するものとする。

(3) 担当部局は、説明を求められたときは、令和5年3月9日（木）までに、説明を求めた者に対し書面にて回答する。

9. 募集要項説明書に対する質問

(1) この募集要項説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

1) 提出期間：

令和5年1月11日（水）～令和5年2月3日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

2) 提出場所： 上記6. に同じ。

3) 提出方法： 書面(様式は自由)を提出場所に持参するものとする。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

1) 期 間：

令和5年1月11日（水）～令和5年2月10日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分まで

2) 場 所： 上記6. に同じ。

10. 評価結果の無効

提出した申請書において虚偽が発覚した場合、評価結果を無効とし、決定を取り消す。

11. 再苦情申立て

(1) 担当部局からの理由等の説明に不服がある場合は、理由等の説明に係る書類を受け取った日から3日（休日を含まない。）以内に書面により、川内川河川事務所長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

(2) 再苦情申立ての受付窓口、受付時間

受付窓口： 〒895-0075 鹿児島県薩摩川内市東大小路町20番2号

国土交通省 九州地方整備局 川内川河川事務所

電話： 0996-22-3272

担当： 経理課長

(受付時間 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日9時00分から17時00分)

12. その他

(1) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事等を実施する場合や災対機械の応急対応を実施する場合には、当該協定締結者の中から、上記5(2)の評価等に基づき契約締結者の優先順位を決定するものとする。

(2) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事等を実施する場合は速やかに工事等の請負契約を締結する。また、工事等の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

(3) 基本協定書に基づき出勤が要請され、出勤する時点及び工事等の請負契約を取り交わす時点においては、法定外労働災害補償制度に加入していることを条件とする。

この際、同制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。なお、同制度には、工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、今回請負契約の条件とする保険は何れの方式でも差し支えないものとする。但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。